

# 釣りをする皆さまへ



富士川で釣りをされる際は、次のことを厳守してください。

(漁業法の規定に基づく静岡県内水面漁業調整規則による)

## 採捕禁止区域



富士川橋下流端から四ヶ郷えん堤の上流20メートルまでの区域は、年間を通じて全魚種採捕できません。

## 河口付近の採捕制限



東海道本線鉄橋上流端から富士川河口に至る区域は、10月11日から11月15日まで、全魚種採捕できません。

お弁当やペットボトル等の  
ゴミは、お持ち帰りください。

環境保全にご協力  
をお願いします。



## 鮎の採捕禁止

2月1日から5月31日までの期間は、鮎を採捕できません。

## 禁止されている漁具・漁法

- ① まき網
- ② ひき網
- ③ 瀬張網
- ④ す建網
- ⑤ 投網
- ⑥ 四つ手網
- ⑦ うげ (もじり)
- ⑧ うげはえなわ
- ⑨ せぎうげ
- ⑩ あゆ掛釣 (あゆ友釣りを除く。)
- ⑪ やな
- ⑫ う飼漁法
- ⑬ 芝づけ漁法
- ⑭ 追込網
- ⑮ 刺網
- ⑯ 鉄砲もり
- ⑰ 水中に電流を流してする漁法
- ⑱ 河川における替堀及び瀬干
- ⑲ 灯火を使用する網漁具(口径20センチメートル以下の手網を除く。)  
及び灯火を使用するもり漁法

県知事の許可を受けた、試験研究等のための採捕については対象外となります。

## 罰 則

これら事項に違反して魚族を採捕した場合は、県規則で、6ヶ月以下の懲役もしくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科されます。

### 【お問い合わせ先】

富士川下流市連絡会事務局 (富士市役所農政課)

☎0545-55-2781

違反者を発見したときは、富士警察署生活安全課へご連絡ください。☎0545-51-0110